

制定しました

福山市人権尊重のまちづくり条例



2021年(令和3年)9月30日公布・施行

～差別の解消をめざす行動であらたなステージへ～

福山市では…

福山市は、「すべての人にやさしいまちづくり」「市民の主体的参加による協働」を柱とし、「福山市人権施策基本方針」(改訂版)に基づき、差別解消に向けて努力しています。

また、1979年(昭和54年)に福山市教育委員会が提唱した「同和問題市民学習の推進構想—住民学習組織の確立のために—」に基づき、1980年(昭和55年)から同和問題についての住民の理解を深めるために始まった住民学習会は、今日ではさまざまな人権問題を身近なものとしてより深く学ぶ機会となっています。

しかし、人権をとりまく情勢は、課題解決に向けて多くの問題があり、さらに近年の国際化や情報化などの進展により新たな人権問題も生じています。市内でも、インターネット掲示板を悪用した差別書き込み、差別ピラや差別落書きが発生しています。

「人権尊重のまちづくりに関する意識調査」から…

福山市は、2016年(平成28年)には人権に関する、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる3つの法律(人権三法)が施行された流れの中、2018年(平成30年)におこなった「市民意識調査」では積み重ねた学習の成果はみられるものの、若い世代の意識の違いがわかります。例えば、身元調査に対する意識の違いを世代別に分析すると、「身元調査をすべきではない」と回答した世代は50代60代が多く、この世代は学校や地域の学習等で人権について学ぶ機会が多い世代と言えます。一方で、20代は、身元調査について「当然のこと」と「わからない」と答えた割合が高くなっています。この世代は学習の機会が少なく、身元調査の問題点に気づきにくいことが原因と思われることから、学習機会の必要性について投げかけています。

また、学ぶだけでなく、差別をなくすための行動に移す時期にもきています。

なぜ「福山市人権尊重のまちづくり条例」が必要に…

このような状況を考えると、福山市にも人権条例の制定が必要とされました。私たちは、人間関係において、誰でもが無意識の偏見を持っていて、互いに傷つけ、傷つけられる可能性を有しています。そのことを、たえず自覚していなければいけません。こうした理由から、私たちは、差別ときちんと向き合い、つねに見直し啓発し続ける「差別を許さない社会」をめざす必要があります。

差別のない、誰もが真に大切にされる社会の実現に向けて

福山市の人権施策をすすめるために、全国的にも制定されている、社会的・法的な支えとなる「人権条例」が必要となりました。そこで、さまざまな人権課題に取り組み、差別を解消するためのルールとなるよう人権尊重のまちづくりに関して、市の責務や市民・事業者の役割、人権施策の推進について必要な事項を決め、差別の解消と合理的配慮の促進に取り組むことで、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的に、「福山市人権尊重のまちづくり条例」をつくりました。

